ENEOS BUSINESS ETCカード

規 約・規 定 集ご利用の手引き

- ■ご利用の手引き……P1-4 ■規約・規定集……P5-20
- ETCは、有料道路のお支払いを無線通信で行う、料金システムです。

ご利用の前に必ずご確認ください

- ↑ 有効期限切れのETCカードでは 料金所ゲートの開閉バーが開きません。
 - ●新しいカードがお手元に届きましたら 必ず古いカードから新しいカードへの差し替えをお願いします。
- ♠ ETCカードはETC車載器へ確実に挿入してください。
- ETCカードのETC車載器への抜き差しは走行中は 行わないでください。
- ♠ ETCレーンでは十分な車間距離をとり、ゆっくりと (時速20km以下)ご通行ください。
- ⚠ 紛失・盗難にご注意ください!
 - ●盗んだカードを不正に使用する犯罪が発生しています。 カードは車内などに保管せず、必ずご携帯ください。
- 車から離れるときは、必ずETCカードをETC車載器から 取り出し携帯してください。
 - ●車内などの高温な場所に放置するとカードの不良を引きおこす事があり、 又盗難の原因にもなります。
- ■法人名、会員番号、有効期限などをご確認ください。



※ETCカードは、カード裏面にサインは必要ございません。 ※ETCカードは、法人名が裏面に表示されています。 ※車両番号の指定がない場合は「00000」が表示されます。

ETCマイレージサービス

FTCマイレージサービスとは、高速道路などの通行料金のお支払い額 に応じてポイントがたまり、そのポイントを無料通行分と交換いただける 登録制のサービスです。

※ETCマイレージサービスは道路事業者が提供するサービスで、実施している道路事業者は、 NEXCO東日本/中日本/西日本、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路 公社、愛知県道路公社、福岡北九州高速道路公社、宮城県道路公社などです。道路事業 者ごとに、還元額や付与されるポイント(無料通行分)が異なります。

詳しくは、下記のETCマイレージサービス事務局ホームページにてご確認ください。

■ETCマイレージサービスをはじめるには、次の3つが必要です。



ETCカードのご準備





購入とセットアップ

ETCマイレージサービスの お申し込み

※「FTCマイレージサービス事務局」のホームページよりご登録いただけます。

■サービス内容のお問い合わせ・お申し込みは

ETCマイレージサービス事務局 https://www.smile-etc.jp/

お問い合わせ ナビダイヤル。

②ETCカードによる後払い

0570-010125

携帯・IP電話など でのご利用は、

045-477-3793 (受付:平日・十日祝日9:00~18:00)

自動音声 ダイヤル

050-2015-1010

(24時間受付)

■注意事項

- ●ETCマイレージサービスの環元額からのお支払いには、ポイントが付きませ んのでご了承ください。
- ●おためになったポイントは、ETCカードごとに、所定の還元額(無料通行分) に交換することができます。

複数のETCカード間でのポイント及び還元額(無料通行分)の合算はできま せんのでご注意願います。

●通行料金のお支払いに充てられる優先順位は、以下の通りです。 ①ETCマイレージサービスの環元額(無料通行分)

ETC割引

平日朝夕割引(注) 休日割引 深夜割引 かど

(注)事前にマイレージサービスへの登録が必要です。

■ETC割引についての詳細は

ETC総合情報ポータルサイト

https://www.go-etc.jp/

■ETC割引は道路事業者が提供するサービスです。

ETC走行実績提供サービス

ETCカードごとの走行実績をデータにてご提供するサービスです。 ETC走行管理がカンタンにでき、TXT形式のデータ提供により お客さまによる加工編集が可能です。

- ■データ提供対象カード トヨタファイナンス発行の法人ETCカード
- ■サービス利田料

提供形態/価格(月/税込み)

- ●WEBダウンロード/5.500円 ●CD-R/7.700円 ●帳票/2.200円 ※サービス利用料は、走行がなかった月も発生いたします。
- ■データのご提示タイミング

該当月の月初めから月末締めの走行実績データを翌月20日頃にご提供いたします。 ※ご提供タイミングは道路事業者からの情報提供時期によって変更になる場合がございます。

ETCマイレージポイント実績提供サービス

ETCカードごとのマイレージポイント残高データ、 およびマイレージサービス実施道路事業者での走行実績データを、 それぞれExcel形式の一覧で提供するサービスです。

■データ提供対象カード

トヨタファイナンス発行の法人ETCカード (すでにETCマイレージサービスに登録されていることが条件となります)

■サービス利用料

提供形態/価格(月/税込み)

- ●WEBダウンロード/5.500円 ●CD-R/7.700円 ※サービス利用料は、走行がなかった月も発生いたします。
- ■データのご提供タイミング

該当月の月初めから月末締めのETCマイレージポイント実績を 翌月27日頃にご提供いたします。

※ご提供タイミングは道路事業者からの情報提供時期によって変更になる場合がございます。

ETC走行実績提供サービス・ETCマイレージポイント実績提供サービス のお申し込み方法・詳細につきましては、インフォメーションデスク (カード裏面のお問い合わせ先)へお問い合わせください。

お支払いについて

- ■ご利用代金のお支払い方法
 - ・ご利用いただいた通行料のお支払いは、1回払いのみになります。
 - ・ETCカードのご請求は、事務処理上、ご利用日からお引き落としまでに2~3カ月かかる場合がございます。
 - ・ENEOS BUSINESS / BUSINESS II ご利用分とETCカードご利用分は別々のご請求となります。
 - ・お支払い日は、すでにお持ちのENEOS BUSINESS / BUSINESS II と同じお支払い日とさせていただきます。
 - ①2日口座引き落としの方(毎月5日締め)
 - ②17日口座引き落としの方(毎月20日締め)

■ご利用明細の確認方法

- ・WEB明細または紙のご利用代金明細書でご確認いただけます。
- ※郵送によるご利用代金明細書は、発行手数料として1回あたり220円(税込み)をご負担いただきます。
- ・郵送によるご利用代金明細書を希望されない場合は、「WEB明細」のご登録が必要です。
- ※ETCカード入会申込書にて「WEB明細」を選択された場合は、改めてのお手きは不要です。
- ※ENEOS BUSINESS/BUSINESS II とETCカードで、それぞれWEB明細の登録が必要です。

【WEB明細の登録方法】

●法人会員専用WEBサービスにてご登録をお願いします。

https://ts3card-business.jp/ にアクセス

下記のキーワードを検索し、アクセスすることもできます。

エネオス法人カード ログイン

検索

■年会費

550円(税込み)/枚

カード送付台紙の表示内容もご確認ください

お届けの内容に間違いや変更がある場合は、すぐにインフォメーションデスクまでご連絡ください。

- ●カード有効期限
- ●ご利用可能枠
- ●お支払口座. お支払い日
- ●車両番号

ETCカードに関するお問い合わせは

■インフォメーションデスク

★東京 03-5617-2293 名古屋 052-239-2293

受付時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

■紛失・盗難受付デスク

▲ 名古屋 052-239-2811 受付時間 / 24時間·年中無休

- ●万一、紛失・盗難の際は、すぐに「紛失・盗難デスク」にご連絡ください。
- ●紛失・盗難による損害をお届けの日から60日前にさかのぼり、それ以降の損害額を補償いたします。 ※同時に最寄りの警察署(交番)にもお届けください。
- ●電話番号はお間違いのないようおかけください。
- ●本誌の記載内容は2024年9月現在のものです。
- これらは予告なく変更される場合がございますのであらかじめご了承ください。

ENEOS BUSINESS ETCカード

規約 · 規定集

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、 カードをご利用ください。

— 会員規約 —

<一般条項>

第1条(定義)

本規約においては、以下の各号に掲げる用語は、以下の各号に掲げる意味を有する。

- ①「当社」とは、トヨタファイナンス株式会社をいいます。
- ②「ENEOS」とは、ENEOS株式会社をいいます。
- ③「両社」とは、当社およびENEOSのことをいいます。
- ④「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および地方道路公社等の道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社または当社とETCカード発行に関する契約を締結した企業とETC決済契約を締結した者をいいます。
- ⑤「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
- ⑥「ETCカード」とは、ETCシステムの利用者を識別し、車載器を動作 させる機能を有する専用カード(ENEOS BUSINESS ETCカード) のことをいいます。
- ⑦「会員」とは、本規約を承認の上、所定の方法によりETCカード会員制度への入会の申込をした法人・団体・個人事業者(以下総称して「法人等」という。)で、両社が適格と判断して入会を認めた法人等をいいます。
- ます。 ⑧「カード利用者」とは、会員に貸与されたETCカードを利用して、道路 事業者が運営する有料道路の通行料金をETCカードにより決済する 者をいいます。
- ⑨「ETCカード利用代金」とは、会員が本規約に定めるETCカードを利用して支払った有料道路の通行料金で、本規約に基づき決済されるものをいいます。
- ⑩「車載器」とは、車両に設置し、路側システムとの間で料金情報の通信を行う機能を有する装置のことをいいます。
- ①「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置のことをいいませ、
- ②「ETCカード会員制度」とは、ENEOSが企画し、当社が発行、貸与およびその管理等の業務運営を行うETCカードにより、会員が道路事業者の運営する有料道路の通行料金を支払う際の利便を提供する制度(ENEOS BUSINESS ETCカード会員制度)をいいます。

第2条 (契約の成立)

ETCカード会員制度への入会に関する契約は、当社が入会を承認したときに成立するものとします。

第3条(ETCカード利用等にかかる責任)

1. 会員は、カード利用者のETCカード利用に基づいて発生した債務その他本規約に基づく当社に対する一切の債務について、履行の責任を負うものとします。なお、会員はカード利用者が第28条第1項に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- 2. 連帯保証人は、会員がETCカード取引に関し当社に対して負担する一切の債務(以下「保証対象債務」という)について、会員と連帯して保証します。なお、当社が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、会員および他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
- 3. 連帯保証人(ただし、令和2年3月31日以前の入会・変更等により連帯保証人となった場合を除く。以下本条において同じ)の負担は、ET
- Cカード入会申込書等に記載する極度額を上限とします。 4. 会員は、連帯保証人に対し以下の記載事項に関する情報を提供しました。また、連帯保証人は、会員から以下の記載事項に関する情報を受領しました。

①会員の財産および収支の状況

- ②会員が保証対象債務以外に負担している債務の有無ならびにその額 および履行状況
- ③会員が、保証対象債務の担保として他に提供し、または提供しようと するものがあるときは、その旨およびその内容
- 5. 連帯保証人が、当社からの保証債務の履行の請求によらずして保証債務を履行する場合には、予め当社に対し、その旨並びに履行する予定の日及び金額を通知するものとします。
- 6. 連帯保証人が、前項に反して金銭の支払いをした場合には、当社は、これを主債務(保証対象債務)の弁済とみなすことができるものとします。ただし、連帯保証人が、当社に対し、第2項に基づき負担する連帯保証債務以外の債務を負担しており、その履行の趣旨であることが明らかである場合を除きます。
- 7. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 14 条 が準用されることを承諾します。

第4条(ETCカードの貸与と取扱)

- 1. 当社は、当社所定の入会申込方法により、ETCカード発行の申込を行い、当社が適当と認めた会員に対し、ETCカードを発行し、貸与します。なお、ETCカードの所有権は当社に帰属します。
- 2. 会員は、ETCカードの所定の欄に車両番号が表示されている場合は表示された当該車両番号と同一車両にかかる通行料金の支払いについて使用することができます。なお、車両番号の非登録(ETCカード所定の欄に車両番号00000表示されたもの)の場合は全ての車両で使用できます。
- 3. 会員は、前2項に定める車両の追加または変更を希望するときは、所定 用紙にてその旨当社に申し込み、その都度当社の承認を受けるものとします。
- 4. 会員は、貸与されたETCカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、会員が本ETCカードの利用を許諾しない者(以下「第三者」という。)にETCカードが使用されることがないよう管理します。また、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにETCカードの占有を第三者に移転することはできないものとします。
- 5. 会員は、当社またはその委託を受けた者がETCカードの返却を求めた場合、これに応じるものとします。
- 6. 第4項の規定に違反し、ETCカードが第三者に使用されたときは、本規約に別段の定めがない限り、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。

第5条(ETCカードの有効期限)

- 1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード券面に
- 表示した月の末日までとします。
- 2. 当社は、ETCカードの有効期限までに退会の申出がなく、かつ当社が 引続き会員として適当と認めた法人等に対して、有効期限を更新した新 たなETCカード(以下「更新カード」という。)を送付します。
- 3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を 除き、利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において従前の ETCカードを、破砕する等利用不能の状態にして処分しなければならな いものとします。
- 4. ETCカードの有効期限前におけるETCカード利用に基づく債務の支払 については、有効期限経過後も当該債務が支払われるときまで本規約 の定めを適用するものとします。

第6条(年会費)

る最は、ETCカードの利用にあたっては、当社所定の期日に当社所定 の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は、理由の如 何を問わず返還しないものとします。

第7条(ETCカードの利用可能枠)

- 1. ETCカードの利用可能枠(ETCカード利用代金の未決済残高をいい、 以下「利用可能枠」という。)は、当社が定めるものとします。ただし、 当社が必要と認めた場合は、利用可能枠を増額または減額できるものと
- 2. 会員は、 当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてETCカードを 利用してはならないものとします。
- 当社の承認を得ないで利用可能枠を超過してETCカードを利 用した場合も、当然に支払義務を負うものとし、当社から請求されたとき は、当該超過金額を直ちに一括して当社に支払うものとします。

- 第8条(ETCカードの利用方法) 1.カード利用者は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定 める方法で当該料金所を通過することにより、ETCカードでの通行料金 の支払ができるものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、カード利用者は、道路事業者所定の料金所 において、ETCカードの呈示による通行料金の支払を求められた場合 これに応じるものとします。 こは、こ

第9条(支払の期日および方法)

- 1. 会員のETCカード利用代金の当社に対する支払方法は1回払に限るも のとします。
- 2. 会員は、毎月のETCカード利用代金を、予め会員の指定するところによ り、①毎月5日に締め切る場合は翌月2日(当日が金融機関休業日で ある場合は翌営業日。以下同じ)に、②毎月20日に締め切る場合は 翌月17日に、予め会員が届け出た金融機関の預金口座等からの口座
- 振替の方法により当社に支払うものとします。 3. 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合または事務の都 合上により、支払目が前項所定の期目以降の目による支払、その他上 記以外の方法および前項所定以外の日に支払う場合があるものとします。
- 4. 当社が認める場合、会員は、前二項に規定する方法に加え、 定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替ができるサービスを 自らの要請に基づき利用できるものとします。この場合、会員は口座振 替する日を当社が指定する日から選択するものとします。
- 5. 当社は、法令により必要とされている場合を除き、ETCカード利用代金 に関する領収書を発行しないものとします。

第10条(支払金等の充当順序)

会員の当社に対する債務の支払が、本規約およびその他の契約に基づ き当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合、支払金の 債務への充当は、当社所定の順序・方法により行うものとします。

第11条(電子メールアドレスの登録) 削除

- 第12条(支払額の通知および残高確認)
- 1. 会員は、第9条に規定する毎月のETCカード利用代金については、会 員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細および 利用残高(以下、「利用代金明細等」という)を確認するものとします。
- 2. 会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるとき は、第9条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡す るものとします。
- 第12条の2(明細WEB確認の利用)
- 1. 会員は、前条第1項本文の方法による利用代金明細等の確認(以下 「明細WEB確認」という)を利用するにあたっては当社所定の方法によ り、利用登録を行うものとします。また、会員は、利用代金明細等をパソ

- コン等の端末に記録(保存)するものとします。 2. 明細WEB確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザおよび利用 代金明細等データの形式等の明細WEB確認の利用環境は、当社ホー ムページ (URL: https://ts3card-business.jp/sitepolicy.html) にて指
- 定するものとします。なお、会員は、当社が事前告知なく明細WEB確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。 3. 当社は、第12条の3第1項により会員が登録した電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。ただし、確定通知が正 しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場

合があります

4. 当社は、会員が前項の通知を受信できないことにより、会員または第三 者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

5. 利用代金明細等の確定時において、当社が利用代金明細等の書面での 送付が必要と判断した場合は、当社は、利用代金明細等を書面で送付 をすることがあります。

第12条の3(電子メールアドレス)

- 会員は入会後直ちに当社所定のホームページで会員の電子メールアドレスを登録するものとします。
- 2. 前項の電子メールアドレスの登録にあたっては、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。

3. 第1項の電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。

- 4. 会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのユーザーメニューから変更の手続きを行うものとします。
- 5. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムに事故があったこと、会員の責に帰すべき事由があったこと、会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかったことを原因として会員が諸通知の受信をできなかった場合であっても、当社は、最終届出の電子メールアドレスにあてて諸通知の内容を送信した時をもって会員に到達したものとみなします。

第12条の4(明細WEB確認の利用の中止等)

- 1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細WEB確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、会員は、第12条の5第2項の規定に従って当社所定の金額を負担するものとします。
- 2. 当社は、会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも明細WE B確認の内容を変更できるものとします。

第12条の5(書面での交付)

- 1. 会員が、明細WEB確認の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2. 前項の場合、当該会員は、当社所定の場合を除き、当社に対し、利用 代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1回につき 当社所定の金額を負担するものとします。
- 3. 会員は、前項の発行手数料を、会員が承諾した会員規約に定める支払 の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。

第12条の6(支払額の通知および残高承認)

- 1. 当社は、会員が当社へ前条第1項に規定する届出をした場合、第9条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細等が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
- 2. 会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の届出住所 以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支 払遅滞 時の請求等当社が必要と認める郵便物については会員の届出住所宛に 送付されることについて会員は異議ないものとします。
- 3. 会員は、第1項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第9条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。
- 4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書面の 発送を省略することがあります。

第13条(利用状況に関する疑義)

- 1. 当社からのETCカード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとします。
- 2. 前項の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決を図るものとし、かかる疑義は、当社に対するETCカード利用代金の支払拒絶の理由とはなりません。

第14条(費用・公租公課等の負担)

- 1. 会員は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他当社に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
- 2. ETCカードの利用に基づき会員が当社に対して負担する債務の支払を 遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、会員 が当該債務を弁済するための費用を当社が負担しまたは負担する場合 には、会員は当該債務の弁済の費用であって当社所定のものを、当社 に対して支払います。
- 3. 会員は、第9条第4項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき当社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、当社に対し別に支払うものとします。

- 4. 会員は、本規約に基づく債務の支払遅滞等、会員の責に帰すべき事由 により当社が訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1回につき1,100円(税込み)を、当社に対し別途支払うものとします。
- 5. 会員は、本規約に基づく債務について当社より書面による催告を受けた 場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- 6. 会員が当社に対して支払う費用・手数料等に対して公租公課が課される 場合、または公租公課(消費税を含む)が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

- 第 15 条 (ETCカードの紛失・盗難等) 1. ETCカードの紛失・盗難や会員が第 4 条に違反したことにより第三者に ETCカードを使用された場合、その利用代金は会員において負担する
- ものとします。
 2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に 届け出た上で所轄の警察署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗 難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、当社が届出 を受けた目の60目前以降に発生した損害については、当社は会員に 対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該ETCカードが第三者に使用されたことによる会員 の支払は免除されないものとします。

①ETCカードの紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じ

た場合

②会員の関係者によって使用された場合。

- ③本規約に違反している状況において、紛失・盗難が発生した場合。
- ④戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場
- ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間 内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協 力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとら なかった場合。

⑥その他、会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。

第16条(遅延損害金)

会員は、当社に対するETCカード利用代金の支払を遅滞した場合、 払期日の翌日から支払日に至るまで支払うべき金額に対し、また期限の 利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るま で残金全額に対し、年 14.60%(1 年を 365 日とする日割計算)の割合 こよる遅延損害金を当社に支払うものとします。

第17条(再発行)

ETCカードの紛失・盗難・毀損等により会員がETCカードの再発行を 希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみ カードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数 料を負担するものとします。

第18条(退会)

- 1. 会員は、両社所定の方法により退会することができるものとします。 場合、会員は、貸与されているすべてのETCカードを直ちに返還し、E TCカード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退 会手続が完了するものとします。
- 2. 会員は、退会の際に当社から求めた場合、支払期限の如何にかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとし、退会後もETCカー ドに関して生じた一切のETCカード利用代金等について支払の責任を負 うものとします。
- 3. 第1項の定めにかかわらず当社がETCカードを返還しない旨を認めた場 合、会員は、ETCカードを破砕し利用不能の状態にして処分しなけれ ばならないものとします。

第19条(会員資格の喪失およびETCカードの利用停止)

1. 会員が次のいずれかに該当した場合(⑥については会員の役員等 カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、当社は、会員 に対して資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させること ができ、併せて道路事業者に当該会員に貸与したETCカードを失効さ せる旨を通知することができるものとします。

①入会に際して虚偽の申告をしたとき。

- ②本規約のいずれかに違反したとき。 ③ETCカード利用代金、その他当社に対する債務の履行を遅滞している
 - ④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいはETCカードの利用状況が適

当でないまたは不審であると当社が判断したとき。

- ⑤その他会員資格を継続させることが不適当であるとENEOSまたは当 社が判断したとき。
- (6)第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
- 2. 会員が前項各号に該当した場合 (⑥については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、当社は会員が保有する全てのETCカード利用を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。また、会員は、会員資格喪失の有無にかかわらず前項①へ③号に該当する状況においてはETCカードを利用してはならないものとし、当該状況における利用に基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべきことを請求されても異議ないものとします。

3. 会員が第1項各号に該当する場合、当社は必要に応じ、直接または道 路事業者を通じてETCカードを回収することができるものとし、回収に要 した費用は会員において負担するものとします。また、会員はENEOS、 当社および道路事業者からETCカードの返還を求められたときは速やか

にこれに応じるものとします。

4. 会員は、退会あるいは会員資格の喪失後においてETCカードを利用してはならないものとし、当該状況におけるカード利用に基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべきことを請求されても異議ないものとします。また、貸与されていたETCカードにかかる盗難補償に関する手続等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。

第20条 (期限の利益喪失)

1. 会員が次のいずれかに該当した場合 (⑩については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、会員は本規約に基づく債務 (ETCカードの利用時期にかかわらず)、その他当社に対する一切の債務について、何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。

①当社に対する債務の支払を遅滞した場合。

- ②自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を 停止したとき。
- ③保全処分(信用に関しないものは除く)、強制執行、競売等の申立を受けまたは公租公課を滞納したとき。
- ④会員に対して破産・民事再生・会社更生・清算・特定調停等法律上の債務整理手続の申立があったとき。

⑤逃亡、失踪または刑事上の訴追を受けたとき。

- ⑥ETCカードを第三者に貸与し、ETCカードについて質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- ⑦本規約以外の当社に対する金銭債務を当社の催告期限内に支払わないとき。
- ⑧監督官庁からその営業許可の取消を受け、または営業を停止し、もしくは廃止したとき。
- ⑨会員が、届出済の所在地(住所)の変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由により、当社に会員の所在が不明となったとき。
- ⑩第28条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 2. 会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務 (ETCカードの利用時期にかかわらず)、その他一切の当社に対する債務について期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
 - ①本規約上または当社・会員間の他の契約上の義務に違反し、その違反 が本規約または当該契約の重要な違反となるとき。
 - ②その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - ③会員資格を喪失したとき。

第21条 (届出事項の変更)

- 1. 会員は、両社に届け出た法人等の名称(商号)・代表者・所在地(住所)・電話番号・預金口座等について変更があった場合は、所定の方法により、遅滞なく両社に通知しなければならないものとします。
- 2. 会員が前項の通知を怠った場合、両社が届出を受けている住所・法人 等の名称宛に発送したETCカードその他の郵便物は、通常到達すべき

ときに到達したものとみなします。ただし、前項の通知を行わないことについて、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとします。

3. 会員が、当社またはENEOSの発送した郵便物の受領を拒絶した場合、これらの郵便物は、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。 郵便物が不在留置期間満了のため当社またはENEOSに還付された場合、これらの郵便物は、会員が受領を拒絶したものとみなします。

第22条(免責)

当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。

第23条(道路事業者による請求)

- 1. 第9条の規定にかかわらず、当社と道路事業者との間で特に必要と判断 した場合は、道路事業者から会員に対し、ETCカードの利用にかかる 代金を請求することがあります。
- 2. 会員は、前項の目的に必要な範囲で、当社が道路事業者に対して会員 の属性およびETCカードの利用に関する情報を提供する場合があること に予め同意するものとします。

第24条 (規約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のET Cカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第 25 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法および会員と当社との契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第26条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社、支社、支店、もしくは営業所の所在地を管轄する簡 易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに同意しま

第27条 (会員情報の取扱)

両社がETCカード取引に際して収集する会員情報の取扱については、 本規約とは別に定める「会員情報の収集・利用・提供の同意に関する 規定」(後掲)に定めるところによるものとします。

第28条(確約事項)

1. 会員および連帯保証人は、会員(会員の役員等を含む)および連帯保証人が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団

- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- 4)暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥その他上記①~⑤に準ずる者
- 2. 会員および連帯保証人は、自ら (会員の役員等を含む) 又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他上記①~④に準ずる行為

— インフォメーション事項 —

くご相談窓口>

- 1. ETCシステムの利用方法、通行料金の内容その他車両運行に関するお問い合わせ・ご相談は道路事業者にご連絡下さい。
- 2. ETCカードに関連するサービス内容等のお問い合わせについては、下

記の当社カスタマーサービスセンターまでお願いいたします。

3. 上記の他、本規約についてのお問い合わせ等については、 お客様相談窓口までご連絡下さい。

【カスタマーサービスセンター インフォメーションデスク】

「東京]〒135-0016

東京都江東区東陽 6-3-2 イースト 21 タワー TEL03-5617-2293

[名古屋] 〒460-0003

名古屋市中区錦 2-17-21 NTT データ伏見ビル TEL052-239-2293

【お客様相談窓口】

₹451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL03-5617-2533 「名古屋]TEL052-239-2533

— 会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定 —

第1条(ETCカード会員制度にかかる会員情報の取扱い)

1. ENEOS株式会社(以下「ENEOS」という)とトヨタファイナンス株式 会社(以下「当社」といい、当社とENEOSを併せて「両社」という) は、ETCカードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得 した入会申込者(法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証 申込者。以下同じ)および会員(以下両者を「会員等」という)に関 する情報を、ETCカード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供の ために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行 うものとします。

、会員等の意に反する会員情報の取扱防止と会員等のプライバ シー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく 会員情報を厳重に管理するものとします。

3. 会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同

意するものとします。

第2条(与信等にかかる収集・利用、預託)

1. 当社は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含む当社との取引の与 務のため、 保護措置を講じた上で収集・利用します。

①属性情報 会員等が所定の申込書に記載する等により申告した会員等 の氏名(商号)、生年月日(設立年月日)、年齢、性別、住所(所在地)、電話番号、事業概要、家族構成、住居状況、年収状況等(本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、両社が知り得た変更

情報を含む。以下同じ)

②契約情報カードの区分、申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報 ③取引情報 ETCカードの利用件数、利用金額等のETCカード利用の概 況に関する情報

④支払情報 本契約に関する会員の利用残高、月々の返済状況

⑤支払能力情報 会員等の支払能力を調査するために必要な情報で 員等が申告した会員等の資産・負債・収入・支出ならびに当社が収集 したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、またこれらの情 報を電話等により記録した情報

⑥本人確認情報犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、 会員等の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人確認を行う際

に収集した情報

2. 前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場 合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、会員情報の保護 措置を講じた上で会員等の会員情報を預託します。 第3条(各種サービス実施にかかる利用)

1. ENEOSは、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情 報を利用します。 「目的」 ENEOSの事業において取り扱う商品・サービス等について宣

伝印刷物を送付する等の方法によりご案内する目的

2. 当社は下記の目的のために、属性情報、契約情報および取引情報を利 用します。

当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り 扱う金融商品・金融サービス等について宣伝印刷物を送付する等の方 法によりご案内する目的

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームペー ジ等に記載し、お知らせしております。

トヨタファイナンス https://www.toyota-finance.co.jp/

第4条(個人信用情報機関への照会および登録・利用)

- 1. 当社は、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収 集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該 機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等および当該会員等 の配偶者の会員情報が登録されている場合には、割賦販売法(昭和36 年法律第159号)または貸金業法(昭和58年法律第32号)に基づく 支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該会員情報を利用しま
- 2. 会員等の本契約に基づく会員情報、客観的な取引事実が、当社の加盟 する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する 個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟 会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用 されます。

登録情報	登録期間
①本規定に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本規定に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は 下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に 加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るも のとします。

〇株式会社シー・アイ・シー (CIC)

(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階 TEL (フリーダイヤル) 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/

- ※(株)シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企 業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。
- 4. 当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、 記のとおりです。

○全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

- ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を 会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟 会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホーム ページをご覧下さい。
- ○株式会社日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号

住友不動産上野ビル 5 号館 TEL (ナビダイヤル) 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、 上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。

- 5. 当社が加盟する個人信用情報機関に登録する会員情報は、氏名、生年 月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等 本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名およびその 数量/回数/期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する 情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延 滞等の支払状況となります
- 6. 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホーム ページで公表しております。
- 第5条(会員情報の開示・訂正・削除)
- 1. 会員等は、両社および第4条で記載する個人信用情報機関に対して、

個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する会員情 報を開示するよう請求することができるものとします。

①当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口に連絡して 下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等) の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、 当社のホームページでお知らせしております。

(URL) https://www.tovota-finance.co.ip/

- ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用 情報機関に連絡して下さい。
- ③ENEOSに対して開示を求める場合には、第8条第1項記載の窓口に 連絡して下さい。
- 2. 前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類(印鑑登録証明、自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。
- 3. 開示請求により、万一会員情報の内容が事実でないことが判明した場合 には、両社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本規定に不同意の場合)

- 1. 両社は、会員等がETCカード入会契約に必要な記載事項(申込書に会 員等が記載すべき事項)を記載できない場合および本規定の内容を承 記できない場合、ETCカード入会契約をお飾りすることがあります。ただし、本規定第3条に同意しないことを理由に両社がETCカード入会契約 をお断りすることはありません。
- 2. 会員等が、第3条に同意しない場合、両社は第3条記載のすべての利 用を行わないものとします。ただし、利用代金明細等送付の際の同封物 についてはこの限りではありません。
- 前項に該当する場合、第3条に記載した利用目的に関連して会員等に 提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会 員等は予め了承します。

第7条(会員情報の利用の中止の申出)

本規定第3条による同意を得た範囲内で両社が当該情報を利用してい る場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく両社での利用を中止する措置をとります。ただし、利用代金明細等 送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第8条(会員情報に関するお問い合わせ先)

1. ENEOSに関する宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の中止の請求 、その他会員情報に関するお問い合わせ・ご意見について について は、下記までお願いします。

「対応部署] ENEOSお客様センター

「住所等]〒100-8162東京都千代田区大手町1-1-2

TEL 0120-56-8704

2. 当社に関する宣伝印刷物の送付等の中止について、その他会員情報に 関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願 なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として 個人情報保護管理者(コンプライアンス担当役員)を設置しています。 [対応部署]お客様相談窓口

[住所等]〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー 東京]TEL03-5617-2533 名古屋]TEL052-239-2533

第9条(ETCカード入会契約の不成立、退会等の場合)

- 1. ETCカード入会契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第2項に 基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。
- 2. 退会等により会員でなくなった場合、第2条及び第4条第2項に基づき 一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第10条(本規定の変更)

- 1. 本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし ます。
- 2. 本規定のうち、取り扱う会員情報の内容、会員情報の収集・利用の目的 について変更が生じた場合は、会員等に通知し、同意を得るものとしま す。
- 3. 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ会員等に通 知するものとします。

※規約・規定集に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、ETCカード利用前にETCカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

法人会員専用WEBサイト利用規約

第1条 (規約の適用)

- 1. 本規約は、トョタファイナンス株式会社(以下「当社」といいます)がインターネット上で運営する法人会員専用のWEBサイト(以下「当サイト」といいます)にアクセスするすべての利用者(以下「利用者」といいます)に適用されるものです。
- 2. 利用者は、本規約の他、当社が発行し、利用者が保有するカード(以下「カード」といいます)の会員規約及びその他注意事項等を遵守します。 なお、本規約と異なる定めがある場合は、本規約が優先して適用されます。

第2条(本サービスの利用)

- 1.カードを保有する利用者のうち、当サイトで提供するサービスを「本サービス」といいます。なお、本サービスの内容は、当社が当サイトその他当社のウェブサイト等(以下「当サイト等」といいます)で別途提示します。
- 本サービスを利用するために、当社が定める方法により、当サイトの登録を行った者を「WEBサイト会員」といいます。
- 3. WEBサイト会員は、本規約の内容に従って、当サイトにログインすることにより、当社所定のサービスを受けることができます。ただし、WEBサイト会員は、自らが保有するカードの種類により、本サービスの利用が制限される場合があることを、異議なく承諾します。
 4. 当社は、当サイト等に公開するなどの所定の方法でWEBサイト会員に周
- 4. 当社は、当サイト等に公開するなどの所定の方法でWEBサイト会員に周知することにより、本サービスを任意に追加、変更又は中止することできるものとします。

第3条(ID及びパスワード)

- 1. 利用者のうち、WEBサイト会員になろうとする者は、本規約を承認のう え、当社所定の方法に従い、パスワード等を設定します。なお、パス ワード等を設定済みのWEBサイト会員は、必要に応じて当社所定の手 続きによりパスワード等を変更することができるものとします。
- 2. 利用者は、パスワード等について、他人に推測されることのないものを設 定します。
- 3. WEBサイト会員は本サービスを利用する場合、ID及びパスワードを入力することにより、当社所定のWEBサイトにアクセスします。当社は、ID及びパスワードの一致を確認することによりアクセスした者をWEBサイト会員本人とみなします。
- 4. WEBサイト会員は、自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。

第4条(電子メールアドレス)

- 1. WEBサイト会員は、本サービスに利用する電子メールアドレスとして、第 三者と共有して利用する電子メールアドレスは登録できず、その他当社 が不適切と認めた電子メールアドレスは登録できません。
- 2. WEBサイト会員は、本サービスに利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
- 3. WEBサイト会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当サイトで変更の手続きを行うものとします。
- 4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムに事故があったこと、WEBサイト会員の責に帰すべき事由があったこと、WEBサイト会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかったことを原因としてWEBサイト会員が諸通知の受信をできなかった場合であっても、当社は、最終届出の電子メールアドレスにあてて諸通知の内容を送信した時をもってWEBサイト会員に到達したものとみなします。
- 会員に到達したものとみなします。 5. 当社は、当社からの諸通知が受信できないことにより、WEBサイト会員 又は第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負いません。

第5条 (WEBサイト会員の管理責任)

1. 本サービス (将来提供されるものを含みます) は、ID及びパスワードを使用することで、利用が可能となります。そのため、WEBサイト会員は、ID及びパスワードが悪用された場合、損害が発生するおそれがあること

を十分に考慮の上、自己のID及びパスワードの使用者を厳正に選定し 当該使用者の退職時等はパスワード等を変更するなど、善良なる管理者 の注意をもって ID 及びパスワードを管理するものとし、その使用、管理 について一切の責任を負います。また、そのID及びパスワードを用いて なされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾

2. ID及びパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、WEBサイト 会員の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。

3. WEBサイト会員は、自己のID及びパスワードが使用されて第三者に対し て損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償しなければ なりません。

第6条(禁止事項)

利用者は、当サイト(本サービスを含み、以下同じとします)の利用にあ たって、次の行為を行ってはなりません。

(1) 利用者として有する権利を第三者に譲渡し、又は第三者に行使させる 行為

- (2) 本サービスの利用によって取得した情報を、カードの会員規約に基づ く業務の遂行の目的外で利用する行為
- (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、当サイトを通じて、又は 本サービスに関連して使用又は提供する行為
- (4) 当社の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(5) 当サイトの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為

- (6) 他人のID及びパスワードで認証して、本サービスを利用する行為、 は当サイトのパスワード保護エリアへ当社の許可なくアクセスする行為
- (7) 当サイトへの無許可のハイパーリンクの掲載、及び当サイトの掲載情報 の枠を変更する行為
- (8) 法令又は公序良俗に反する行為
- (9) その他当社が不適用と判断する行為

第7条(知的財産権等)

並びに「当サ 「当サイトに表示された商標、ロゴ及びサービスマーク」 イトに掲載されている全ての情報及び当サイト上で又は当サイトを経由し て入手できるソフトウェアを含む、当サイトの内容」等、当サイトに関する 全ての商標権、著作権その他の知的財産権は、全て当社その他の権利 者に帰属します。利用者は、当該権利を侵害し又は侵害するおそれの ある行為を行ってはなりません。

第8条(本サービスの利用中止)

- 当社は、WEBサイト会員が次のいずれかに該当する場合、WEBサイト 会員の承諾なくしてWEBサイト会員のIDを無効とすることができます。同 様に以降の当該WEBサイト会員の本サービス利用に制限を行うことがで
 - (1)カード会員資格を喪失した場合
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (3) 本サービスの利用に際し必要とされる義務の履行を行わなかった場合
- (4) その他当社がWEBサイト会員として不適当と判断した場合 2. 当社は、本規約の違反に対して、特定のインターネットアドレスから当サ イトへのアクセス制限を含む、あらゆる対策を実施する権限を有するもの とします。

第9条(免責)

- 1. 当社は、当サイトの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、 有用性その他いかなる保証も行わないものとします。また、当サイトにお いて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行いません。
- 2. 当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は当サイトの利用に 起因して生じた利用者又は第三者の損害について、一切責任を負いま せん。
- 3. 当社は、当サイトにリンクされた、提携企業等のその他の企業のWEBサ イト(以下「リンク先サイト」といいます)に提供されている内容に対し、
- ー切責任を負いません。 4. 当社は、当サイトを通じてアクセスし、リンク先サイトからのダウンロード等 により発生したコンピューターその他機器の損害や、コンピューターウィ ルス感染等による損害については一切の責任を負いません。
- 5. 当社は、リンク先サイトからの情報提供により発生若しくは誘発された損 害、当該情報の利用により得た成果、又はその情報自体の合法性や道 徳性、著作権の許諾、正確さについての責任を負いません。

第10条(当サイトの一時停止・中止)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知又は承諾 なくして、当サイトの一部又は全部を一時停止又は中止することができる ものとします

(1)システム保守その他当サイト運営上の必要がある場合

(2) 天災、停電その他当サイトを継続することが困難になった場合

(3) その他当社が必要と判断した場合

2. 当社は、当サイトの一時停止又は中止に起因して生じたいかなる損害に 一切責任を負いません。 ついても、 第11条(本規約の変更)

当社は、社会情勢若しくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルール若しくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約を変更す る旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、予め当サイト に公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規 約を変更することができるものとします。

第12条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、全て日本法が適用さ れます。

第13条(合意管轄)

利用者は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわ らず、利用者の住所地及び当社の本社、支社、支店若しくは営業所の 所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属の管轄裁判所とす ることに同意します。

(取扱カード会社) トヨタファイナンス株式会社

2024年9月版